

吹田市エコアクション 21 認証取得事業補助金 募集要項

1 概要

環境への目標を持ち行動することができる体制を整備するとともに、信用力の向上、経費の削減及び生産力の向上を図ることを目的として、エコアクション 21 の認証を取得した中小企業者に経費の一部を補助します。

2 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であって、1 年以上引き続いて同一の事業を営んでいる者
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業に該当する事業を営んでいない者

3 補助対象事業

市内の事業所について初めてエコアクション 21 の認証を取得する事業

4 補助対象経費

- (1) 審査人に支払う登録審査費用（審査人の交通費、宿泊費等を含む。）
- (2) 中央事務局に支払う認証・登録料

※市外事業所のエコアクション 21 認証を同時に取得する場合であって、対象経費を事業所ごとに区分できない場合は、各事業所において 1 年以上継続雇用している従業員数で総額を案分した額を対象とします。

5 補助金の額

上限 10 万円（補助率 2 分の 1）

6 申請方法

(1) 提出書類

- ア 吹田市エコアクション 21 認証取得事業補助金交付申請書【様式第 1 号】
- イ 企業概要書【様式第 2 号】
- ウ 事業所の概要【様式第 3 号】
- エ 従業員名簿【様式第 4 号】 ※市外事業所を含む場合のみ
- オ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- カ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- キ 直近の市町村民税の納税又は非課税を証する書類の写し
- ク エコアクション 21 の認証を取得したときに公表した環境活動レポート
- ケ 補助対象経費の支払を証する書類

※ア～エは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

(2) 提出方法

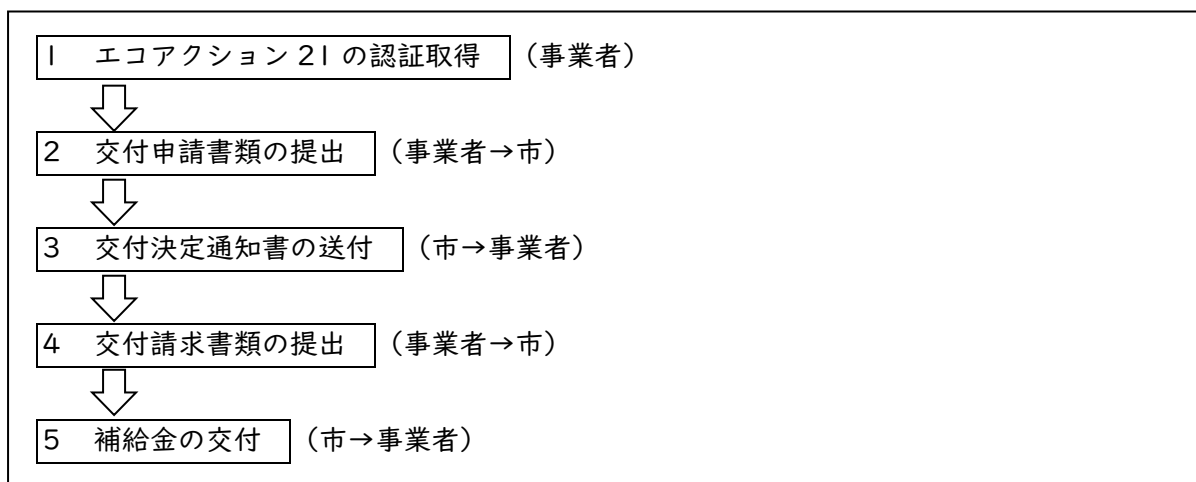
(1)の書類を地域経済振興室へEメール又は郵送（レターパックライト）で提出してください。

※Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。また、連絡後にデータを提出する場合、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

(3) 申請期限

エコアクション 21 の認証を取得した日の翌日から起算して 1 年以内

7 補助金交付手続きの流れ



8 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp